

SKYFIGHT UAS LEVEL2

ドローン業界初

自動付帯施設賠償責任保険

ドローンで世界中の人を笑顔に

POINT 1

お客様は「UASレベル2ライセンス維持料」のお支払いのみ！

POINT 2

万が一の操作ミス等で事故が起きた際や、空撮時の写り込みによる人格権侵害施設賠償補償等を**最大1億円**まで補償します！

POINT 3

国土交通省・管理団体であるからこそ実現できた**理想的な施設賠償責任保険**となっており、ドローン資格取得後も受講者をフォロー！

ドローンネットはこれまでの経験と実績をもとに独自の施設賠償責任保険をリリースいたしました。損害保険ジャパン株式会社と提携することによりこれまでは無かったドローン資格取得者を長期に渡りフォロー&サポートすることができるようになりました。



SKYFIGHT UAS LEVEL2 自動付帯施設賠償責任保険の概要

名称	SKYFIGHT UAS LEVEL2 自動付帯施設賠償責任保険
内容	「業務中」の操作ミス等の事故による損害賠償（対人・対物）や人格権侵害による賠償補償等を最大1億円まで補償します。
被保険者	国土交通省管理団体 株式会社ドローンネット（SKYFIGHT・DroneTheWorld）にてUAS LEVEL2ライセンスを取得し、毎月ライセンス維持料を収める者。
支払われる主な保険金	【対人賠償】ドローン操縦時に操作の誤り等により、機体が歩行者に接触しケガを負わせてしまった等。 【対物賠償】ドローンが他人の家の壁に衝突し墜落。自動車を損傷させてしまった。車両の修理費の賠償責任を負ってしまった等。 【人格権侵害】空撮した映像を投稿したところ、付近の家からプライバシー侵害で訴えられてしまった等。
補償額	1事故1億円（身体・財物共通） ※自己負担額10千円

※操縦するドローンは機体の大きさや重さ、機体の価格を問わず保険金が支払われます。 ※資格維持料を支払っていない期間に起きた事故については補償されません。 ※日本国内での業務のみ補償の対象となります。国外での業務については補償されません。 ※保険加入についてはドローンネットが保険契約者となり、UAS LEVEL2 取得者を被保険者として加入手続きを行います。よって別途手続は必要なく自動付帯されます。 ※UAS LEVEL2 ライセンスを取得した月より自動付帯されます。 ※契約期間は設定されておりません。資格維持料の支払いがされている間補償が続きます。 ※引受保険会社は、損保ジャパンです。

事故発生時

けが人の救護・損害の拡大防止



相手方にけががある場合は、まずは救護をしてください。

警察への届出など



交通事故の場合は、警察への届出をお願いします。

Check! その場での示談は禁物です!


事故発生直後

事故のご連絡



ご契約の代理店、または事故サポートセンターにて事故のご連絡をうけたまわります。

事故サポートセンター
 **0120-727-110**
 24時間365日受付(通話料無料)
 ※おかけ間違いにご注意ください。

証券番号	
契約者指名	株式会社ドローンネット
保険期間	UAS LEVEL 2 維持料支払い期間

お客さまへのご案内



- 事故の状況や損害の程度の確認をいたします。
- お支払い対象となる保険金の種類や範囲、必要書類についてご案内いたします。

事故発生数日
 保険金のお支払い

相手方へのお見舞い



相手方にけががある場合は、相手方へのお見舞いをお願いします。

損保ジャパン(代理店)と相談・示談援助



お客さまには、損保ジャパンと相談していただきながら、事故の解決(示談)に向けて相手方とお話し合いをしていただきます。損保ジャパンは法律上の賠償責任の考え方、賠償責任額、相手方との交渉の進め方などをアドバイスします。

※一部の商品を除き当社による示談交渉サービスはできません。

示談成立



損保ジャパンは解決までお客さまをサポートします。

必要書類のご作成・ご提出



保険金請求書等、必要書類一式をご作成いただき、ご提出ください。

お支払い金額の決定・保険金のお支払



ご提出いただいた書類を確認し、ご契約の内容にしたがって保険金をお支払します。

賠償責任保険 契約証明書

当社は、次の契約内容のとおり、賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

契約内容

1. 保険種類 : 賠償責任保険 (施設所有管理者賠償特約 他)
2. 証券番号 : XXXXXXXXXX
3. 契約者 : 株式会社 ドローンネット
4. 記名被保険者 : 保険契約者から UAS LEVEL2 ライセンスを取得し、毎月ライセンス維持費を収める者
5. 保険期間 : 令和 5年 4月 1日 午後4時 から
令和 6年 4月 1日 午後4時 まで
6. 保険金額・特約条項・追加条項

補償内容	特約条項
1 事故 1 億円 (身体・財物共通) 自己負担額 10 千円	施設所有管理者 被害者対応費用 事故対応費用 人格権侵害担保

7. 契約証明書作成日 : 令和 5年 4月 1日

損害保険ジャパン株式会社
東東京支店第三支社長 三澤 啓子



<ご注意>

◆本契約証明書は、契約証明書作成日時点の契約内容を記載しています。なお、契約証明書作成日後の異動 (契約内容の変更) については反映していません。

◆本契約証明書に記載のない項目または保険証券・変更手続き完了のお知らせ (異動承認書) と異なる記載がある場合には保険証券・変更手続き完了のお知らせ (異動承認書) が優先します。